

中国における最近の標準必須特許訴訟の動向

遠藤 誠¹

I はじめに

近年、とくに無線通信分野において、中国企業と外国企業との国際的な標準必須特許 (Standard-Essential Patent, SEP) 紛争事件が頻発している。それらの事件においては、標準必須特許紛争事件における「Anti-suit Injunction」(実質的に同一の紛争が複数の国の裁判所に係属する訴訟(以下「並行訴訟」という)において、一方の当事者による外国裁判所での提訴等の司法的救済を禁止するという救済手段)の適用基準、及びグローバル・ライセンス紛争事件に対する中国の裁判所(以下「中国法院」という)の管轄権の有無等が紛争の焦点になっている。

2020年8月28日、中国の最高人民法院は、「華為(ファーウェイ) v. Conversant」標準必須特許紛争事件において、国際的な標準必須特許の並行訴訟に係る中国法院による最初の「Anti-suit Injunction」(外国訴訟差止命令)の裁定²を下した。

また、最高人民法院が上記裁定を下した直後に、2020年9月23日、武漢市中級人民法院も、中国とインドの裁判所で並行して展開されている「小米(シャオミ) v. Inter Digital」標準必須特許紛争事件に関して、小米の申立により「Anti-suit Injunction」の裁定を下した。

Inter Digital社は、当該「Anti-suit Injunction」について不服審査を申し立てたが、2020年12月4日、武漢市中級人民法院は、当該申立を棄却する裁定を下した。

一方で、2020年10月16日、深圳市中級人民法院は、「OPPO v. シャープ」標準必須特許グローバル・ライセンス紛争事件において、シャープによる管轄異議申立について棄却裁定を下し、中国法院が標準必須特許グローバル・ライセンス紛争事件について管轄権を有するものとした。

以下、中国における標準必須特許に関する「Anti-suit Injunction」及びグローバル・ライセンス紛争事件についての上記4つの裁定を紹介する。

II 「華為 v. Conversant」外国訴訟差止命令申立事件

¹ えんどう まこと、弁護士・博士(法学)、BLJ法律事務所 (<https://www.bizlawjapan.com/>) 代表。

² 中国の実務上、「Anti-suit Injunction」は、「禁訴令(訴訟禁止命令)」と呼ばれている。

本件特許権者である **Conversant** 社は、無線通信技術につき世界中の多くの国において特許を有する NPE である。そして本件は、中国とドイツで **Conversant** 社の有するいくつかの標準必須特許をめぐり、華為が中国で非侵害確認訴訟等を提起し、また **Conversant** 社がドイツで特許侵害訴訟を提起して争われた事件である。

最高人民法院による本裁定は、結論として、ドイツで **Conversant** 社の提起した特許侵害訴訟において下された差止判決につき、その執行を申し立てることを禁止するとして、華為による「**Anti-suit Injunction**」の申立を認容した。

「**Anti-suit Injunction**」とは、並行訴訟において、一方の当事者による外国裁判所での提訴等の司法的救済を禁止するという救済手段であり、主に英米法の国で採られるものである。また、一国の裁判所が出した「**Anti-suit Injunction**」に対する対抗手段として、「**Anti-suit Injunction**」を受けた当事者がさらに、他国の裁判所でそれを差し止めるために「**Anti-anti-suit Injunction**」を求めることがある。

中国の現行法には、「**Anti-suit Injunction**」についての規定は存在しない。他方、司法実務においては、中国法院が民事訴訟法 100 条等の保全処分に関連規定を根拠として、「**Anti-suit Injunction**」の適用を認めており、また近時の標準必須特許紛争事件において、「**Anti-suit Injunction**」の適用について積極的に捉える傾向がある。

2020 年 8 月 28 日に最高人民法院が本裁定により **Conversant** 社に対して下した「**Anti-suit Injunction**」は、国際的な標準必須特許の並行訴訟に関して中国法院が下した最初の「**Anti-suit Injunction**」であるが、中国では、その前にも「**Anti-suit Injunction**」の適用が認められたケースがある。例えば、武漢海事法院は、2017 年 7 月 21 日、香港高等裁判所の下した「**Anti-suit Injunction**」を取り下げるよう、海事強制命令³の形式で被申立人に「**Anti-anti-suit Injunction**」を下したことがある⁴。

1 書誌的事項

法 院：最高人民法院
事 件 番 号：(2019) 最高法知民終 732、733、734 号の 1
申 立 人：華為技術有限公司
被 申 立 人：Conversant Wireless Licensing S.à r.l.
裁 定 日：2020 年 8 月 28 日

2 事案の概要

(1) 事実関係

ア 中国訴訟の経緯

³ 海事訴訟特別手続法 51 条参照。

⁴ (2017) 鄂 72 行保 3 号。

2018年1月25日、華為技術有限公司、華為端末有限公司、華為ソフトウェア有限公司（以下「華為及びその中国関連会社」という）は、江蘇省南京市中級人民法院（以下「原審法院」という）に3件の訴訟を提起し、①華為及びその中国関連会社が中国で移動端末製品の製造、販売、販売の申出をする行為は、Conversant社が有する係争特許（特許番号「ZL00819208.1」、「ZL200580038621.8」、「ZL200680014086.7」）⁵を侵害しないことを確認し、②2G、3G、4G標準又は技術規格に適合し且つ華為及びその中国関連会社が実際に実施したConversant社の有する中国における全部の標準必須特許⁶につき、FRAND原則に適合した華為及びその中国関連会社に対する許諾の条件（料率を含む）を確認するよう請求した。

2019年9月16日、原審法院は、「(2018)蘇01民初232、233、234号判決」を下し、次のとおり認定した。

- ・前記請求①に係る3つの特許は既に無効とされたため、華為及びその中国関連会社による上記①の請求は支持しない。
- ・華為及びその中国関連会社がConversant社に支払うライセンス料率は、4Gシングルモードの移動端末製品につき0.00225%、2G、3G、4Gのマルチモード移動端末製品につき0.0018%と認定した。また、特許「ZL200380102135.9」のみが中国4Gの標準必須特許に属すると認定し⁷、華為及びその中国関連会社は当該特許のみについてライセンス料を支払う必要があるとした。

Conversant社はこれを不服として、最高人民法院に上訴した。

2019年11月18日、最高人民法院は上訴を受理・立件した。事件番号はそれぞれ(2019)最高法知民終732、733、734号である。現在、当該3件は審理中である。

2020年8月27日、華為は、デュッセルドルフ地方裁判所による差止判決の執行につき、中国の最高人民法院に、行為保全措置を申し立てた。

イ ドイツ訴訟の経緯

2018年4月20日、Conversant社は、華為及びそのドイツ関連会社がConversant社の有する標準必須特許を侵害したとして、ドイツ連邦共和国デュッセルドルフ地方裁判所に提訴し、差止め等を請求した。本件係争特許（欧州特許）の番号は、「EP1797659」、「EP1173986」、「EP1878177」であり、それぞれと中国訴訟の係争特許である「ZL200580038621.8」、「ZL00804203.9」、「ZL200680014086.7」は特許ファミリーである。

⁵ 一審審理中、当該3件の特許はいずれも国家知的財産権局により全部無効であると宣告された。

⁶ 請求②に係る特許は、前記請求①に係る3件の特許を含めて、合計15件ある。一審審理中、そのうちの8件は国家知的財産権局により全部無効であると宣告された。

⁷ 原審法院は、係争特許において、中国2Gと3Gの標準に該当するものはないと判示した。

2020年8月27日、デュッセルドルフ地方裁判所は一審判決を下し、華為及びそのドイツ関連会社が欧州特許「EP1797659」を侵害したと認定して、差止請求を認容した。また、同判決は、Conversant社が華為に申し込んだ標準必須特許のライセンス料率はFRAND原則に違反していないと判示し、240万ユーロが提供されれば仮執行が得られるとした。

ウ 中国特許の有効性

2018年8月8日、国家知的財産権局は、第36922号無効宣告請求審査決定を下し、特許「ZL200580038621.8」が全部無効であると宣告した。

Conversant社は当該決定を不服として、北京知的財産権法院に行政訴訟を提起した。現在、当該訴訟は審理中である。

(2) 裁定の要旨

最高人民法院による本裁定の結果は、以下のとおりである。

- ・ Conversant社は、最高人民法院が当該3件につき終審判決を下す前に、2020年8月27日にドイツ連邦共和国デュッセルドルフ地方裁判所の下した差止の一審判決につき執行を申請してはならない。
- ・ 本裁定に違反した場合、違反した日から1日あたり100万人民元の過料という法定の上限額⁸に処し、日数で積算する。

本裁定の理由は、以下のとおりである。

域外裁判所による判決の執行申立を禁止する行為保全措置の申立について、①被申立人が域外裁判所による判決の執行を申し立てることの中国における訴訟に与える影響、②行為保全措置を採ることが確かに必要であるか否か、③行為保全措置を採らないことにより申立人に与えられる損害は行為保全措置を採ることにより被申立人に与えられる損害を超えるか否か、④行為保全措置を採ることは公共の利益を害するか否か、及び⑤行為保全措置を採ることは国際礼讓の原則に合致するか否か、という5つの問題点を考慮して総合的に判断しなければならない。

第一に、域外裁判所による判決の執行申立を禁止する行為保全措置の申立について、人民法院はまず、被申立人による当該行為の実行が本件（本事件に係る中国訴訟）の審理及び裁判に実質的な影響を与えるか否かを審査しなければならない。被申立人の関連行為が本件の審理を妨げ又は本件裁判の執行に困難をきたす可能性がある場合、当該行為に対して禁止的な保全措置を採ることができる。

第二に、行為保全措置を採る必要があるか否かを審査するにあたっては、行為保全措置を採らないことにより、申立人の合法的權益に埋め合わせることが困難な損害を生じさせ、又は事件の裁決の執行を困難にさせる等の損害を引き起こすか否かを重点的に審査しな

⁸ 民事訴訟法 115 条参照。

ればならない。原則として、確かに必要がある場合にのみ、禁止的な保全措置を採ることができる。

第三に、被申立人による特定の行為を禁止する行為保全措置を採ることができるか否かを判断するにあたっては、行為保全措置を採らないことにより申立人に与えられる損害と行為保全措置を採ることにより被申立人に与えられる損害とのバランスも図らなければならない。行為保全措置を採らないことにより申立人に生じる損害が、行為保全措置を採ることにより被申立人に生じる損害を超える場合、行為保全措置を採ることに合理性があると認定することができる。

第四に、被申立人による特定の行為を禁止する行為保全措置を採ることができるか否かを判断するにあたっては、当該行為保全措置を採ることにより公共の利益が害されるか否かも審査しなければならない。

第五に、当事者が域外裁判所の判決の執行を申し立てることを禁止する、及びそれが域外で司法救済を求めることを禁止する行為保全の申立について、認容すべきか否かを審査するにあたっては、国際礼讓の要素も考慮しなければならない。国際礼讓の要素を考慮するにあたっては、事件受理時期が前か後か、事件管轄は適切であるか否か、域外裁判所の審理及び裁判に対する影響は適度であるか否か等を考査することができる。

Ⅲ 「小米 v. Inter Digital」外国訴訟差止命令申立事件

中国小米公司与 Inter Digital 社との間の SEP 訴訟は、中国とインドの裁判所で展開されている。本裁定において、武漢市中級人民法院は、小米公司の申立により Inter Digital 社に対して「Anti-suit Injunction」を下し、Inter Digital 社がインドで提起した特許権侵害訴訟を取り下げるよう命じた。

以下、本裁定の概要を紹介する。

1 書誌的事項

法 院：湖北省武漢市中級人民法院（以下「武漢中院」という）

事 件 番 号：(2020)鄂01知民初169号之一

申 立 人：小米通迅技術有限公司

申 立 人：小米之家商業有限公司

申 立 人：北京小米移動ソフトウェア有限公司

被 申 立 人：Inter Digital, Inc.

被 申 立 人：Inter Digital Holdings, Inc.

裁 定 日：2020年9月23日

2 事案の概要

(1) 事実関係

2020年6月9日、小米公司は、Inter Digital社の有するいくつかの無線通信関連の標準必須特許につきグローバル・ライセンス料率を判断することを求めて、武漢中院に訴訟を提起した。これは、中国法院が受理した最初のSEPグローバル・ライセンス料率の関連紛争であるとされている。

2020年7月29日、Inter Digital社は、デリー高等裁判所に、小米公司を被告として、特許侵害訴訟を提起した。

2020年8月4日、小米公司は、Inter Digital社がデリー高等裁判所に提起した訴訟を取り下げるよう、武漢中院に、「Anti-suit Injunction」命令を下すよう申し立てた。

2020年9月23日、武漢中院は、小米公司の申立を認め、「Anti-suit Injunction」命令を下した。Inter Digital社が本裁定に違反した場合は、違反した日から1日あたり100万人民元の過料に処されることになる。

なお、2020年9月29日、Inter Digital社は、武漢中院の下した当該「Anti-suit Injunction」命令の執行を停止するため、デリー高等裁判所に、「Anti-anti-suit Injunction」命令を申し立てた。そして、2020年10月9日、デリー高等裁判所は、「Anti-anti-suit Injunction」命令を下した。

(2) 裁定の要旨

2020年9月23日に武漢中院が「Anti-suit Injunction」命令を下した理由は、以下のとおりである。

第一に、本件が武漢中院に受理されたことを被申立人のInter Digital社が知った後に、被申立人が武漢中院による本件訴訟の審理を尊重せず、インドの裁判所で仮差止及び差止請求の手続を行った。このことは、本件審理の手続に干渉と妨害をもたらすものであり、Inter Digital社に主観的故意があることは明らかである。

第二に、被申立人がインドの裁判所で差止請求の手続を行うことは、本件裁判と異なる判断が下される事態を招く可能性がある。これは、申立人と被申立人との間で既に展開しているライセンス交渉の達成に影響するのみならず、本件裁判の執行にも困難をきたし、標準必須特許のライセンス交渉における救済手続の濫用になるおそれがある。

第三に、被申立人がインドの裁判所で仮差止及び差止請求の手続を行うことは、必然的に申立人及びその関連会社のインドでの運営に影響し、申立人の利益を極めて大きく損なうこととなり、且つその損害も修復し難くなる。速やかにそれを止めさせなければ、双方当事者間のライセンス交渉の良き発展を妨げ、申立人の利益をさらに損なうこととなる。

第四に、被申立人は不実施主体であり、FRANDライセンス交渉と訴訟を通じて利益を獲得しようとするものであり、標準必須特許の製品の製造を行うものではない。本法院が「Anti-suit Injunction」命令を下すことは、被申立人による救済に遅延をきたす以外に、被申立人の有する標準必須特許自体には何ら実質的な損害をもたらすことがなく、且つ社

会公共の利益を害することもない。

IV 「Inter Digital v. 小米」外国訴訟差止命令不服審査申立事件

Inter Digital社は、2020年9月23日に武漢中院が下した「Anti-suit Injunction」命令につき、湖北省武漢市中級人民法院に対し、不服審査を申し立てた。本裁定は、Inter Digital社による当該不服審査申立を棄却した。

以下、本裁定の概要を紹介する。

1 書誌的事項

法 院：湖北省武漢市中級人民法院
事 件 番 号：(2020)鄂01知民初169号之二
申 立 人：Inter Digital, Inc.
申 立 人：Inter Digital Holdings, Inc.
被 申 立 人：小米通迅技術有限公司
被 申 立 人：小米之家商業有限公司
被 申 立 人：北京小米移動ソフトウェア有限公司
裁 定 日：2020年12月4日

2 事案の概要

(1) 事実関係

本件不服審査にあたって、以下に掲げる事実が判明した。

2013年4月、Inter Digital社と小米公司是、特許ライセンスに関する秘密保持契約を締結し、特許ライセンス交渉を開始した。

2014年5月、Inter Digital社は、中国国家発展改革委員会による独占禁止調査事件において、以下の内容を書面で承諾した。

- ① Inter Digital社は、中国の通信設備製造業者に2G、3G、4G無線通信標準必須特許のライセンスを与えるとき、FRAND原則を遵守する。
- ② Inter Digital社は、申込価格の一部として、関連標準必須特許のクロスライセンスを求めない。
- ③ Inter Digital社は、中国の無線通信設備製造業者に対して差止請求をする前に、関連設備製造業者と迅速且つ拘束力ある仲裁に達し、双方当事者のグローバル・ライセンス及びその他の条項に関する争いを解決する。上記内容が受け入れられた場合、Inter Digital社は、輸入差止め of 救済及び差止めの救済を求めない。

2014年10月、Inter Digital社のライセンス業務の担当者は、Inter Digital社の有する

3G、4G 及び 802.11 技術に関する特許のリストを小米会社に E メールで送信し、特許ライセンスの交渉を開始することを提案した。

2015 年より、Inter Digital 社と小米会社は、ライセンスにつき数回の交渉を行った。

2020 年 5 月 13 日、Inter Digital 社は、関連機関に委託して、小米会社の開発・販売した 5 機種スマートフォンについてテストを行った。

2020 年 5 月末、Inter Digital 社と小米会社との間のライセンス交渉に実質的な進展がなく、交渉が行き詰まった。

2020 年 6 月 9 日、小米会社は、本件における SEP グローバル・ライセンス料率を判断するよう、武漢中院に提訴した。

2020 年 10 月 16 日、武漢中院は、本件不服審査申立につき公開審理を行った。その審理の中で、Inter Digital 社は、同社が 2020 年 7 月 29 日にインドで提起した訴訟の請求には、特許権侵害訴訟、ライセンス料率争訟（特許権侵害の損害賠償の代替）、仮差止命令、永久差止命令が含まれることを認めた。

（2）裁定の要旨

武漢中院は、公開審理を通じて、不服審査申立人である Inter Digital 社が提出した 8 つの不服審査申立理由について以下のとおり判断し、Inter Digital 社による当該不服審査申立を棄却した。

ア 本件訴状副本及び本裁定の送達手続が違法・無効であるという主張について

送達手続は法廷地法に従わなければならない。申立人がデラウェア州の「民事訴訟手続規則」に従い訴状副本等の訴訟文書を送達するよう求めることは、涉外民事訴訟に適用すべき準拠法に適合しない。

イ 意見聴取を経ずに直ちに本裁定を下した手続は違法であるという主張について

「最高人民法院による知的財産権紛争行為保全事件の審査における法律適用の若干問題に関する規定」（以下「行為保全司法解釈」という）6 条は、緊急状況において、法院が意見聴取を経ずに行為保全を審査し、直ちに判断することができる」と規定している。申立人が 2020 年 7 月 28 日に本件提訴の情報を知った翌日に、すぐにインドで被申立人に対して提起した特許侵害訴訟及びライセンス料率争訟には、本件と重複し且つ交差するところが存在し、インド訴訟の裁判は本件裁判と衝突する可能性がある。また、申立人が仮差止命令、永久差止命令を申請することは、必ず被申立人及びその関連会社がインドで有する市場的利益を侵害し、被申立人がインドから撤退するという事態を招く。それらを速やかに止めなければ、その行為は本件の審理に重大な妨害を与えることになり、本件確定判決の執行を困難にさせる可能性がある。したがって、本件の審理においてインド訴訟の事情が発生したことは、「行為保全司法解釈」にいう「緊急状況」に該当する。

ウ 本裁定は「Anti-suit Injunction」の条件に適合せず且つ適用範囲が広すぎるという主張について

第一に、前述のとおり、インド訴訟は、武漢訴訟の後に提訴された事件である。それを速やかに止めなければ、被申立人の海外での開発コストが無駄となるし、また、その海外投資の損害の填補は難しくなる。このような事情は、民事訴訟法及び「行為保全司法解釈」に定められた行為保全申立を認容するための条件に適合している。したがって、本件での「Anti-suit Injunction」が、「Anti-suit Injunction」の条件に適合しないという主張を、本法院は支持しない。第二に、被申立人が SEP 実施者として、中国、インドの市場のみならず、その他の国家及び地域における市場にも関わっている。申立人の有する本件における標準必須特許も、中国、インド及びその他の国家及び地域をカバーしている。したがって、被申立人が提起した本ライセンス料率裁判の範囲は、申立人が特許侵害訴訟、ライセンス料率争訟及び差止救済の手続を通じて救済を求める訴訟範囲と一致する。SEP 製品の市場により、悪意の SEP 許諾者はグローバルな範囲で権利保護方法を選択する機会を得た。インド市場での権利保護であれば、本「Anti-suit Injunction」の範囲をインドでの訴訟に制限するという申立人の主張は成立しないし、また、当該主張は、禁じられた行為が継続的に発生するという問題を解決できない。したがって、SEP ライセンス料率争訟には、存在しうる妨害要素、「Anti-suit Injunction」の有効性、及び重複訴訟の負担を免れライセンス交渉の達成を促進させるという最終目標も考慮しなければならない。よって、本「Anti-suit Injunction」がグローバル範囲で適用されることは、不適切でない。

エ 申立人は NPE ではないという主張について

申立人の主な収入源は SEP ライセンスからのライセンス料である。再審査にあたって申立人が提出した証拠は、あくまでもそれが無線通信技術の研究開発及びイノベーションに取り組んでいることだけを証明でき、SEP ライセンス料が近年におけるその主な営業収入であることを否定できない。本法院は本「Anti-suit Injunction」の申立を審査するにあたって、申立人が NPE であることだけで判断したのではなく、本件において被申立人が提出した証拠を主な根拠としている。

オ 「Anti-suit Injunction」の審査手続に重要な事実が欠けているという主張について

本法院は、被申立人が提出した 26 件の証拠に基づき、双方の関連要素を総合考慮し、「Anti-suit Injunction」を下した。本件において、申立人は E メール受領証につき署名、受領をせず、証拠提出に関する本法院の指示に対応せず、本法院に関連証拠を提出しなかった。証拠が提出されないことにより本件における重要な事実の欠如が生じた責任は、申立人自身にある。したがって、本法院は、当該主張を支持しない。

カ 申立人の提起したインド訴訟の本件に対する影響はないという主張について

2020年7月29日に申立人がインドで提起した特許侵害訴訟の請求が本件と交差し、重複することは、本件の審理に対し、以下に掲げる状況を招く可能性がある。

- ・ライセンス料率争訟の双方間で重複する訴訟が発生し、これにより後の事件の判決と先の事件である本件の判決との間で衝突が発生する。
- ・申立人の求めた差止措置は必ず被申立人のインドでの市場に損害を与え、ひいては被申立人をインド市場から撤退させる可能性もあり、被申立人に与える損害は填補され難くなり、決して公平ではない。
- ・申立人がインド訴訟を安易に提起した場合、後の事件の当事者が同じ手段をとり、先の事件の審理を軽視することを推奨することとなり、先の事件の審理が続くこと及び確定判決の執行が困難となる。
- ・インド訴訟は、ライセンス料率争訟に関する裁判を通じて SEP ライセンス交渉を達成させることに影響を与える可能性がある。

申立人は、別件訴訟を提起し、本件の審理を排斥することによって、ライセンス交渉においてより多くの交渉カードを獲得することを望んでいる。

キ 「Anti-suit Injunction」が国際礼譲の原則に違反し、国際的な悪影響をもたらすという主張について

当事者双方に管轄法院に関する合意がない場合、一方の当事者が密接な関連性がある複数の法院から管轄法院を選択することを認めるべきである。当事者双方の間における重複訴訟、関連訴訟の発生を避け、ライセンス料率争訟の裁判の有効性、権威性を確保するために、他の管轄法院は管轄権を放棄し、先に事件を受理した管轄法院の管轄権を尊重すべきである。先の管轄法院を唯一の管轄法院とする基本的な理由は、他の管轄法院の、先の管轄法院に対する礼譲及び許容であり、決して、先の管轄法院が、他の管轄法院の所在国、所在地域の司法主権に干渉し、それを破壊することではない。

ク 本裁定における過料の金額は上限を超えているという主張について

本「Anti-suit Injunction」に定められた罰則は、将来における申立人の行為に対するものであり、申立人が本「Anti-suit Injunction」に従いその義務を履行するための時間は、十分にある。申立人が本「Anti-suit Injunction」を無視する場合、その継続的な違法行為は単独の違法行為とみなさなければならず、一日ごとに処罰し、日数で積算しなければならない。

V 「OPPO v. Sharp」標準必須特許グローバル・ライセンス紛争事件

本件は、標準必須特許グローバル・ライセンス紛争事件に対する中国法院の管轄権を、深

圳市中級人民法院が正面から肯定した事件である。なお、本裁定は、あくまでも深圳市中級人民法院が、被告による管轄異議申立を却下するとしたものであり、本件における標準必須特許のグローバル・ライセンス条件について最終的な判断を下したのではない。

以下、本裁定の概要を紹介する。

1 書誌的事項

法 院：広東省深圳市中級人民法院（以下「深圳中院」という）
事 件 番 号：(2020) 粵 03 民初 689 号
原 告：OPPO 広東移動通信有限公司（以下「OPPO 公司」という）
原 告：OPPO 広東移動通信有限公司深圳分公司（以下「OPPO 深圳公司」という）
被 告：シャープ株式会社（以下「シャープ社」という）
被 告：ScienBiziP Japan 株式会社（以下「サイエンビジップ社」という）
裁 定 日：2020 年 10 月 16 日

2 事案の概要

(1) 事実関係

原告の OPPO 公司是、グローバルなスマート端末メーカーであり、モバイルインターネットサービスプロバイダである。原告の OPPO 深圳公司是、OPPO 公司的知的財産の管理を主要業務とする OPPO 公司的深圳分公司である。

被告のシャープ社は、日本の電機メーカーである。被告のサイエンビジップ社は、シャープ社の全額出資子会社であり、シャープ社の有する標準必須特許につきライセンス交渉の関連業務を担当する。

2018 年 10 月、被告のサイエンビジップ社は、同社がシャープ社の有する標準必須特許ライセンスの関連業務を行うこと、及び関連標準必須特許のリストを原告にメールで送信した。当該リストによれば、シャープ社がライセンスを与えようとする標準必須特許には、3G・4G 無線通信標準必須特許、及び WIFI に関連する標準必須特許等の大量の標準必須特許が含まれる。

2019 年 2 月 19 日、原告と被告は、深圳市にある原告の業務場所でライセンス交渉を行った。

2020 年 1 月、シャープ社は、OPPO 公司的製品につき、東京地方裁判所に特許侵害訴訟を提起し、差止めを求めた。

2020 年 3 月 6 日、シャープ社は、さらにドイツで、LTE 技術に関連する 5 件の標準必須特許につき特許侵害訴訟を提起した。

2020 年 3 月 25 日、深圳中院は、OPPO 公司及び OPPO 深圳公司による本件提訴につき立件した。OPPO 公司及び OPPO 深圳公司是、以下のとおり請求した。

①ライセンス交渉における被告らの行為は、FRAND 義務又は誠実信用の原則に違反す

るものであることを確認するよう請求する。

- ②シャープ社が有し且つライセンスを与える権利を有する WIFI、3G、4G 標準に係る標準必須特許について、グローバル範囲で原告のスマート端末製品に対するライセンス条件を確定するよう請求する。
- ③被告の FRAND 義務違反により原告が受けた経済的損失について、300 万円の損害賠償を請求する。

これに対して、被告のシャープ社が答弁期間内に管轄異議を申し立て、次のとおり請求した。

- ①被告らが FRAND 義務に違反したとの理由により原告らが提起した権利侵害訴訟につき、却下するよう請求する。
- ②上記の請求が認められない場合、本件における権利侵害紛争に係る原告の提訴を棄却するよう請求し、中国特許に係る中国大陸範囲内でのライセンス条件紛争事件を広州知的財産権法院の管轄に移送し、その他の国又は地域の特許に係るライセンス条件についての提訴を棄却するよう請求する。

被告のサイエンビジップ社も管轄異議を申し立て、さらに、同社は本件権利侵害紛争及び特許ライセンス紛争と無関係であり、本件の被告とされるべきではないと主張して、被告らに対する提訴を却下するよう請求した。

(2) 裁定の要旨

シャープ社とサイエンビジップ社による管轄異議の申立について、深圳中院は、以下のとおり認定したうえで、申立を棄却した。

ア 本件において、訴訟要件が具備されているか否かについて

まず、原告らは本件と利害関係のある法人であり、本件において明確な被告並びに具体的な訴訟請求及び事実・理由があるため、原告らによる本件訴訟の提起は、民事訴訟法 119 条（1 号から 3 号まで）の規定に適合している。また、「最高人民法院による特許権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」24 条によると、「（標準必須特許の）ライセンス条件は、特許権者、被疑侵害者が協議により確定しなければならない。十分な協議を経てもなお合意に達しない場合、人民法院に確定を請求することができる」とされている。原告、被告双方が提出したメール等の初歩的証拠によれば、双方が 2018 年 7 月からライセンス条件について交渉し始めたが、本裁定が下された日までに、双方が依然として実質的な合意に達していない。したがって、被告が FRAND 義務又は誠実信用の原則に違反することを確認するよう、また、標準必須特許のライセンス条件を確定するよう原告が請求することについて、訴訟要件（中国語では、「可訴性」）を満たすための事実及

び法的根拠がある。

イ 中国法院が本件に対する管轄権を有するか否かについて

標準必須特許ライセンス紛争は非典型的な契約紛争であり、非典型的な権利侵害紛争でもあることに鑑みると、管轄を確定するときは、ライセンスの対象の所在地、特許の実施地域、契約締結地、契約履行地等が中国域内にあるか否か、すなわち標準必須特許ライセンス紛争と中国との間に相当の関連性があるか否かも考慮しなければならない。本件において、係争特許の実施地は中国にあり、また中国は訴訟の目的物の所在地、また差押えに供することができる財産の所在地でもある。したがって、本件は中国と相当の関連性を有し、中国法院は、本件につき管轄権を有する。

ライセンス交渉において、契約の目的物は WIFI、3G、4G 標準に係るシャープ社の有する標準必須特許のグローバル範囲でのライセンス条件であることが明確にされているため、「中国大陸範囲内での中国特許ライセンス条件とグローバル範囲での特許ライセンス条件を分けて裁判すべきである」という被告による管轄異議の理由は、双方が交渉していたライセンス契約の根本的な目的に適合しない。また、被疑侵害製品の製造地及び主要な販売地域も中国にあるため、本件は中国と最密接関連性を有し、中国法院が標準必須特許の実施状況を調べることは、より便利で且つ直接的である。さらに、中国法院がグローバル・ライセンス料率について裁判することは、全体的な効率を向上させることに有益であり、異なる国で双方当事者が複数の訴訟を行うのを避けることに効果的であり、より一層 FRAND 原則の趣旨に適合する。よって、被告による当該管轄異議の申立は認められない。

ウ 深圳中院は本件に対する管轄権を有するか否かについて

標準必須特許ライセンス紛争は特殊性を有し、ライセンス対象又はライセンス条件について紛争が発生したとき、法院は、特許ライセンスの法的効力、当該特許が標準の実施に必要であるか否か、標準の実施者が関連特許を実施する状況、合意の具体的な内容等の事実上の問題を審査しなければならない。したがって、標準必須特許の紛争がどの法院により管轄されるべきかについては、具体的な状況に基づき、ライセンス対象の所在地、特許の実施地域、契約締結地、契約履行地等の連結点を考慮しなければならない。

これを本件についてみると、深圳は係争特許の実施地域であり、双方が行った交渉の行為地であり、また、最も当該契約の特徴を表す履行地でもある。したがって、深圳中院は、本標準必須特許ライセンス紛争事件を審理するために便宜な法院である。

エ 被告による管轄異議申立の理由について

本件における権利侵害紛争について深圳中院が管轄権を有せず、また本件における標準必須特許ライセンス紛争についても深圳中院が管轄権を有しないという被告による異議理由について、本法院は、既に本件における訴訟要件の充足性、中国法院の管轄権、深圳中院

の管轄権という3つの角度から、本法院の管轄する根拠を説明した。本法院は、被告による管轄異議申立の理由を採用しない。

第1に、本件において権利侵害と契約という2つの法律関係を併合審理してはいけないという被告による異議申立理由についてであるが、標準必須特許権者がFRAND/RAND宣言の内容に従ってライセンシーと交渉を行う義務は、契約法上の契約締結前の義務⁹とみなすべきであり、標準必須特許権者がFRAND/RAND原則及び誠実信用の原則に違反することによって標準必須特許の実施者に損失をもたらす場合、実施者は、特許権者に対し、契約締結上の過失責任¹⁰を負わせるよう請求することができる。したがって、原告による訴訟請求①は、被告に契約締結上の過失責任を負わせるよう求めるものであり、典型的な権利侵害の請求権ではないため、民事訴訟法28条が適用されず、また、訴訟請求②と矛盾せず、2つの請求を併合審理することができる。

第2に、本件を広州知的財産権法院に移送すべきであるという被告の異議申立理由についてであるが、上記のとおり、本法院は、本件について法により管轄権を有する。また、広州知的財産権法院が本件について管轄権を有するとしても、民事訴訟法35条の規定に基づき、原告は本法院を選択して訴訟を提起することができる。本法院がすでに立件をした後に被告らが本件を広州知的財産権法院に移送するよう求める主張は、法律規定に適合せず、本法院はこれを採用しない。

第3に、本件と無関係であるという被告のサイエンビジップ社による異議申立理由についてであるが、サイエンビジップ社が最終的に本件の事実と実質的関連性を有するか否かは、事件の管轄権を確定することと無関係であり、被告のサイエンビジップ社による当該主張は管轄異議手続において解決される問題でなく、本法院はこれを採用しない。

VI 「サムスン v. Ericsson」 外国訴訟差止命令申立事件

<時系列表>

年月日	中国での動き	米国での動き
2007年、 2014年	サムスン及びEricssonは、2G、3G、4G標準必須特許のライセンス契約を締結（契約期間は2020年末まで）	
2020年1月	サムスン及びEricssonは、2014年ライセンス契約期間満了後の4G、5G標準必須特許に関するライセンス契約の締結について協議したが、契約締結には至らず、紛争の解決を第三者の仲裁に委ねるか否かについても合意に達することができなかった	
2020年12	サムスンは、Ericsson及びその子会	

⁹ 中国語原文では、「先契約義務」という。

¹⁰ 中国語原文では、「締約過失責任」という。

月 7 日	社が有する又はコントロールしている 4G、5G 標準必須特許のサムスン通信製品に対するグローバル・ライセンス条件及びライセンス料率を判断することを求めて、武漢市中級人民法院に提訴	
2020 年 12 月 11 日		Ericsson 及びその米国完全子会社は、Ericsson による見積もりが FRAND 原則に適合し、また Ericsson のサムスンとの交渉行為が FRAND 承諾及び ETSI 知的財産権ポリシーに適合することを確認することを求めて、米国テキサス州東部地区連邦地方裁判所にサムスン電子株式会社及びその米国子会社を提訴
2020 年 12 月 25 日	武漢市中級人民法院は、サムスンの申立てを認め、「Anti-suit Injunction」命令を下した	
2020 年 12 月 28 日		テキサス州東部地区連邦地方裁判所マーシャル支部は、Ericsson による「Temporary Restraining Order」と「Anti-interference Injunction」の申立てを認容し、サムソンが本件米国訴訟に干渉すること等を禁止
2021 年 1 月 11 日		テキサス州東部地区連邦地方裁判所マーシャル支部は、Ericsson による「Preliminary Injunction」の申立てを認容し、サムソンが本件米国訴訟に干渉すること等を禁止

1 書誌的事項

法 院：湖北省武漢市中級人民法院（以下「武漢中院」という）

事 件 番 号：(2020) 鄂 01 知民初 743 号

申 立 人：サムスン電子株式会社¹¹、サムスン（中国）投資有限公司、サムスン（中国）投資有限公司武漢分公司

被 申 立 人：Telefonaktiebolaget LM Ericsson¹²（以下「Ericsson」という）

裁 定 日：2020年12月25日

2 事案の概要

（1）事実関係

Ericsson は、通信ソリューション及び専門サービスのプロバイダであり、標準組織に対し、公平・合理的・非差別的（FRAND）条件の下で無線通信の標準必須特許の実施を他人にライセンスすることを承諾した。2007年及び2014年に、サムスン及び Ericsson は、2G、3G、4G 標準必須特許についてのライセンス契約を締結した。そのうち、2014年に締結した契約については、2020年末で契約期間満了となる。

2020年1月、サムスン及び Ericsson は、2014年のライセンス契約期間満了後の4G、5G標準必須特許に関するライセンス契約の締結について協議したが、契約締結には至らず、紛争の解決を第三者の仲裁に委ねるか否かについても合意に達することができなかった。

2020年12月7日、サムスンは、Ericsson 及びその子会社が有する又はコントロールしている4G、5G標準必須特許のサムスン通信製品に対するグローバル・ライセンス条件及びライセンス料率を判断するよう、武漢中院に提訴した。

ところが、2020年12月11日、Ericsson 及びその米国完全子会社は、Ericsson による見積もりがFRAND原則に適合し、また Ericsson のサムスンとの交渉行為がFRAND承諾及び ETSI 知的財産権ポリシーに適合することを確認するよう求めて、米国テキサス州東部地区連邦地方裁判所にサムスン電子株式会社及びその米国子会社を提訴した。

そこで、サムスンは、武漢中院に対し、「Anti-suit Injunction」を下すよう申立てを行った。

（2）裁定の要旨

武漢中院は、以下の5つの側面から申立人の申立てについて分析し、2020年12月25日、本件「Anti-suit Injunction」を下した。

ア 被申立人の行為により判決が執行困難となる状況が存在するか否かについて

申立人による申立ては、以下の5つからなっている。

- | |
|-----------------------------------------------------------|
| ① 被申立人及びその関連会社による臨時差止救済・永久差止救済・行政措置の申立ての禁止、及び関連申立ての撤回又は中止 |
| ② 被申立人及びその関連会社による取得済み又は取得しうる臨時差止救済・永久差止救 |

¹¹ サムスンの韓国本社である。

¹² Ericsson のスウェーデン本社である。

済・行政措置の申立人等に対する執行の申立ての禁止

③ 被申立人及びその関連会社によるライセンス条件（ライセンス料率を含む）又はライセンス料に関する裁定の申立ての禁止、及び関連申立ての撤回又は中止

④ 被申立人及びその関連会社による交渉における公平・合理的・非差別的義務の履行に関する確認の申立ての禁止、及び関連申立ての撤回又は中止

⑤ 被申立人及びその関連会社による申立人の本件行為保全申立の撤回に関する申立て、又は申立人らの本件行為保全民事裁定書の執行の申立てを禁止させる申立ての禁止、並びに関連申立ての撤回又は中止、関連法院裁判文書の取消、及び関連法院裁判文書の執行の申立ての禁止

被申立人の行為により判決が執行困難となる状況が存在するか否かについて、武漢中院の判断は、以下のとおりである。

第一に、仮に被申立人が請求 1 及び請求 2 の関連行為を行えば、本件判決は関連臨時差止・永久差止・行政措置の影響を受け、申立人が本法院による判決に同意する状況の下で、依然として差止め・行政措置による制裁のリスクを被ることとなり、さらに関連差止め・行政措置の申立地・実施地にて本件判決を執行する意義が失われてしまうこととなる。したがって、申立人による請求 1 及び請求 2 は正当性を有する。

第二に、仮に被申立人が請求 3 及び請求 4 の関連行為を行えば、先に受理された本件と後に受理される訴訟との間に、審理の範囲及び判決の結果に重複又は衝突が生じ、本件判決の執行が阻害されてしまうこととなる。したがって、申立人による請求 3 及び請求 4 は正当性を有する。

第三に、請求 5 における「被申立人及びその関連会社による申立人の本件行為保全申立の撤回に関する申立て、又は申立人等の本件行為保全民事裁定書の執行の申立てを禁止させる申立ての禁止、並びに関連申立ての撤回又は中止」の部分について、被申立人が関連行為を行えば、本件の審理及び判決の執行に間接的に影響を与えることとなるため、正当性を有する。これに対し、「関連法院裁判文書の取消、及び関連法院裁判文書の執行の申立ての禁止」の部分は、根拠を欠くため、現段階では支持しない。

イ 行為保全措置を講じなければ、申立人の合法的な権益に回復しがたい損害をもたらすことになるか否かについて

本件における技術分野は通信分野であるため、関連製品の周期が比較的短く、技術のアップグレードが比較的早い。差止措置の執行は、申立人による製品の販売を阻み、その市場シェアを不可逆的に縮小させ、その利益に回復しがたい損害をもたらすこととなる。

ウ 行為保全措置を講じないことによる申立人への損害が、行為保全措置を講じたことによる被申立人への損害を超えるか否かについて

本件において、申立人にとっては、行為保全措置を講じなければ、その生産・販売活動は不利な影響を被ることとなり、中止を迫られる可能性もある。一方、被申立人にとっては、行為保全措置はその特許権の行使に一定の制限を受けさせることとなるが、その権利の根本的な喪失を導くことはない。また、行為保全措置を講じることは、被申立人が申立人に対しライセンス料の給付を要求する権利及び関連損失を計算する権利を妨げることもなく、申立人の生産・販売規模が拡大すれば、被申立人が申立人から得られるライセンス料に関する収益もそれと共に増加する可能性もある。したがって、行為保全措置を講じないことによる申立人への影響のほうが大きいといえる。

エ 行為保全措置を講じることが、社会公共の利益及び国際民事訴訟秩序に損害を与えることになるか否かについて

行為保全措置は社会公共の利益に損害を与えることはない。消費者は申立人が生産・販売する通信製品を持続的に取得することができ、製品の販売禁止や売り切れ等の状況に遭うことはない。行為保全措置を講じなければ、申立人が本法院による裁決に同意する状況の下で、依然として関連製品の生産・販売が禁止されるリスクを被ることとなり、かえってその市場競争に關与する力が損なわれ、最終的にコストシフト等の要因により消費者の利益に不利な影響を与えてしまうこととなる。

また、行為保全措置は国際民事訴訟秩序に損害を与えることもない。本法院は申立人及び被申立人との間の標準必須特許ライセンス料に関する紛争を最初に受理した法院として、申立人から進んで裁決を求められる場合、行為保全措置を講じることは双方の紛争の一括的解決に資し、また、申立人及び被申立人が異なる国家・地域における提訴による訴訟トラブル及び管轄権の競合を最大限解消することができる。

オ 申立人が行為保全申請のために有効な担保を提供したか否かについて

申立人は、本法院に 5000 万元の預金証明書を提出し、それを行為保全の担保のために法院により凍結されることに同意し、また、法院の要求があれば、それに従い担保の金額を高めることができると説明した。

当該預金担保は、行為保全措置が被申立人に与え得る初歩的な損失をカバーすることができ、また、申立人の説明はその真摯な意図を表明したものだといえる。さらに、このようなやり方は双方に制約を課し、双方が速やかに紛争解決の実質的なプロセスに入るよう促し、紛争の早期解決を図ることができる。したがって、本法院は、申立人が行為保全のために提供した担保を認める。

3 上記裁定後の米国での動き

「時系列表」に記載したとおり、サムスン及び Ericsson の間の 4G、5G 標準必須特許に關しては、米国においても法的紛争が生じた。即ち、2020 年 12 月 11 日、Ericsson 及びそ

の米国完全子会社は、Ericssonによる見積もりがFRAND原則に適合し、またEricssonのサムスンとの交渉行為がFRAND承諾及びETSI知的財産権ポリシーに適合することを確認するよう求めて、米国テキサス州東部地区連邦地方裁判所にサムスン電子株式会社及びその米国子会社を提訴した。2020年12月28日、テキサス州東部地区連邦地方裁判所マーシャル支部は、Ericssonによる「Temporary Restraining Order」と「Anti-interference Injunction」の申立てを認容し、サムソンが本件米国訴訟に干渉すること等を禁止した。また、2021年1月11日、テキサス州東部地区連邦地方裁判所マーシャル支部は、Ericssonによる「Preliminary Injunction」の申立てを認容し、サムソンが本件米国訴訟に干渉すること等を禁止した。

VII おわりに

前述のように、ほぼ同一の紛争事案について、中国と外国の裁判所が、それぞれ自国で提起された訴訟の審理を進めようとし、外国における訴訟提起等に対して「Anti-suit Injunction」等を下すという「国際訴訟競合」のケースが増加している。しかしながら、外国における訴訟提起等に対する「Anti-suit Injunction」等は、自国においては有効であるとしても、通常、外国には効力を及ぼし得ない。

このような問題は、標準必須特許に限らず、例えば、国際離婚、国際航空機事故、国際製造物責任等の紛争事案において、従前から多くの議論がなされてきた。しかし、「国際訴訟競合」の問題が発生した場合に、どのようなルールに基づいて、国際裁判管轄の有無や外国の裁判所が下した判決の自国での承認・執行の可否を決定すべきであるのかについては、世界各国においても統一的な結論はいまだに出されていない。

従って、標準必須特許に関する「国際訴訟競合」の問題に直面した企業としては、どの国で勝訴判決を得るのが自社にとって有利であるのかを分析した上で、できるだけ早く当該国の裁判所に提訴して勝訴判決を取得することにより、既成事実を積み重ねるしかないと思われる。

とくに中国に関していえば、「華為 v. Conversant」事件の裁定において、最高人民法院が、「Anti-suit Injunction」の認定における5つの考慮要素を示した。その認定の中で、中国訴訟が先に提起されたという事実は、中国法院が「Anti-suit Injunction」を下すことに極めて有力な根拠となっているように思われる。日本企業・日系企業としては、今後、中国で標準必須特許に関する契約交渉や紛争解決等を行うにあたって不利益を避けるために、「華為 v. Conversant」事件等の内容を十分に検討しておく必要がある。

※ 最終修正：2021年2月28日。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするも



のであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。